

平成 24 年 4 月 27 日
NEC モバイルリング株式会社

弊社委託先に対する是正命令について

弊社は、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモとの代理店契約に基づき携帯電話販売事業を行っておりますが、同事業の再委託先の一社であった株式会社ヴィックスコミュニケーションズ（※）が、本日、総務省より、携帯電話不正利用防止法に基づく是正命令を受け、また、弊社は、代理店への監督を徹底するよう指導を受けました。本命令は、同社が携帯電話の新規契約の締結に際して、契約者および代理人の本人確認の一部を同法に基づく方法で行わなかったことによるものです。

本件を踏まえ、弊社では、同社の全店舗の業務状況を点検し、再発防止に向けて同社に対してコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス体制の再整備を要請いたしました。

弊社は、今後ともこのような事態が発生しないよう、再委託先を含む全委託先の携帯電話販売業務に対する監督の強化を図って参る所存であります。

※ 株式会社ヴィックスコミュニケーションズへの再委託は、平成 24 年 3 月 31 日をもって終了しております。

以上

本件に関する問い合わせ先
NEC モバイルリング株式会社
広報・IR 室

電 話：03-5532-3320

e-mail：press@mobiling.nec.co.jp